

役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人弥生会（以下法人という。）の役員報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会又はその他の会議に出席した場合は、1回5,000円の費用弁償をする。ただし、役員が法人又は施設の職員である場合は、これを支給しない。

2 役員が、理事会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人業務のために使用した交通費はその実費を弁償する。

3 交通費は役員の居住地から計算する。

(報酬の総額)

第4条 役員に対して、各年度の報酬の総額は600,000円を超えない範囲とする。

(改正)

第5条 この規定の改正は、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

この規定は、平成30年5月20日から施行する。

平成16年10月3日 制定

平成23年 3月6日 改定

評議員の報酬および費用弁償規程

(目的)

第6条 この規定は、社会福祉法人弥生会（以下法人という。）の評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第7条 評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第8条 評議員が、評議員会又はその他の会議に出席した場合は、1回 5,000円の費用弁償をする。ただし、評議員が法人又は施設の職員である場合は、これを支給しない。

2 評議員が、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人業務のために使用した交通費はその実費を弁償する。

3 交通費は評議員の居住地から計算する。

(報酬の総額)

第9条 評議員に対して、各年度の報酬の総額は600,000円を超えない範囲とする。

(改正)

第10条 この規定の改正は、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

この規定は、平成30年5月20日から施行する。